熱中症対策始めていますか？

昨年は記録的な猛暑に見舞われ、職場における熱中症により全国で29名の方が亡くなっています。

厚生労働省は労働災害防止団体と連携して5月1日から9月30日まで、平成31年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開しています。

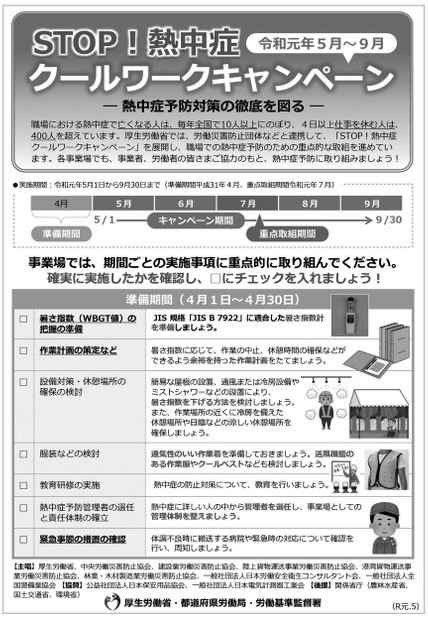

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン　令和元年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和元年5月1日から9月30日まで（準備期間平成31年4月、重点取組期間令和元年7月）

4月 準備期間 ／ 5月 6月 7月 8月 9月　5/1 キャンペーン期間 9/30　重点取組期間

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、□にチェックを入れましょう！

準備期間（4月1日～4月30日）

□	暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS 規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。
□	作業計画の策定など	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。
□	設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。
□	服装などの検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。送風機能のある作業服やクールベストなども検討しましょう。
□	教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょう。
□	熱中症予防管理者の選任と責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょう。
□	緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計器検定工業会【後援】関係省庁（農林水産省、国土交通省、環境省）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　（R元.5）

『厚生労働省ホームページ→STOP!　熱中症クールワークキャンペーン（職場における熱中症予防対策）→リーフレット』より

キャンペーン期間中に特にお取り組みいただきたい事項の要旨は次のとおりです。

1、WBGT値（暑さ指数）の把握

WBGT値測定器を使用し、値を随時把握する。

作業場所が近い場合でも、太陽照射有無などによる輻射熱の影響で値が大きく異なることがあることに留意する。

2、WBGT値の評価

WBGT値が基準値を超えまたは超えるおそれのある場合には、WBGT値の低減対策など次の3～5の対策を行う。

3、作業環境管理

WBGT値の低減対策を行う。

休憩場所を設置し体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設ける。

飲料水、スポーツドリンク等を備え付ける。

4、作業管理

㋐作業時間の短縮等

WBGT基準値を大幅に超える場合には、原則として作業を行わない。

やむを得ず作業を行う場合には、単独作業を控え休憩時間を長めに設定する、作業中は身体状況や水分塩分の摂取状況を頻繁に確認する。

㋑熱への順化

7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする。

夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると、4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意する。

㋒水分および塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、定期的な摂取を行う。

㋓服装等

透湿性・通気性の良い服装を着用する。

直射日光下における作業には通気性の良い帽子、ヘルメットを着用する。

5、健康管理

健康診断結果に基づき、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の疾病を有する者に対しては医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒等の健康状態の確認を行い、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

作業開始前に健康状態を確認する。

作業中は巡視を頻繁に行い、健康状態を把握する。

死亡災害の発生状況を見ると、WBGT値計を事業場で準備していないために作業環境の把握や作業計画の変更ができていない例や、熱中症になった労働者の発見や救急搬送が遅れた例、事業場における健康管理を適切に実施していない例などが見られました。

熱中症防止に対する意識の向上および責任体制の確立をお願いいたします。